

沖縄県雇用対策推進協議会設置要綱

（目的）

第1条 本県の厳しい雇用失業情勢を改善し、県民が生きがいを持って働く自立した豊かな社会の実現を目指し、国・県・労働団体・経済団体が一体となり、地域の経済・雇用情勢を見通しつつ、効果的な雇用施策を協議し、推進するために沖縄県雇用対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、沖縄県の附属機関等の設置及び運営に関する基本方針（平成17年6月13日付け沖縄県総務部長決定）に定める会合として運営する。

（協議事項）

第2条 協議会では次の事項を協議する。

- (1) 雇用機会の創出・拡大と求職者支援について
- (2) 若年者の雇用促進について
- (3) 雇用の質の改善について
- (4) 人手不足への対応について
- (5) 産業・雇用拡大県民運動について

（組織等）

第3条 協議会は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 協議会には、会長を置く。
- 3 会長は、沖縄県知事をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を統括し、必要があると認めたときは、委員以外の関係者を協議会に出席させその意見等を聴くことができる。

（協議会の開催）

第4条 協議会は、会長が必要に応じ招集する。

- 2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、沖縄県知事の代理がその職務を代理する。

（幹事会等）

第5条 協議会での協議事項に係る課題の調整、取り組みを検討するために幹事会を置くことができる。

- 2 その他会長が指示する事項を検討するために検討会議を置くことができる。

（事務局）

第6条 協議会の事務を処理するために、商工労働部雇用政策課及び労働政策課に事務局を置く。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成24年3月22日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年2月4日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年8月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月13日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年2月27日から施行する。

別表 1 （第 3 条関係）

沖縄県雇用対策推進協議会委員名簿

	団 体 名	職 名
1	沖 縄 県	知 事
2	一般社団法人 沖縄県経営者協会	会 長
3	日本労働組合総連合会沖縄県連合会	会 長
4	沖 縄 労 働 局	局 長
5	内閣府沖縄総合事務局	局 長
6	沖縄県中小企業団体中央会	会 長